

第 1 章 総則

第 1 条 （本規約の目的）

N T T 東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、「おまかせオフィステレフォン（お買い上げタイプ）」専用サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりおまかせオフィステレフォン（お買い上げタイプ）専用サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第 2 条 （本契約の変更）

- 1 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。
 - (1) 当社ホームページにおける掲載
 - (2) 電子メールの送信
 - (3) C D－R O M 等の記録媒体の交付
 - (4) ダイレクトメール等の広告への表示

第 3 条 （用語の定義）

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
端末設備	電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの。
フレッツ光	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（平成 12 年東企営第 00-51 号。以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるメニュー 5（25Gb/s の品目を除く）に係る I P 通信網サービス。 （「光コラボレーションモデルに関する契約」に基づき提供されるものを含みます。）
フレッツ光回線	フレッツ光に係る契約者回線
利用回線	契約者が使用するフレッツ光回線
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している法人
申込者	当社へ本契約の申込みの意思表示をしている法人
本サービス	本規約で提供するサービス。本サービスで提供する機能は別紙 1 に定めるところによります。
ビジネスフォン	事業活動において使用されることを目的として、複数の電話機、制御装置、通信回線その他の関連機器又はサービスにより構成される電話通信システム

機器売買契約	おまかせオフィステレフォン主装置にかかる当社と契約者の間の売買契約
おまかせオフィステレフォン主装置	本サービスの対象となる、利用に係るブロードバンドルータ機能及びビジネスフォン機能を有する提供する契約者の電気通信設備
設定データ	おまかせオフィステレフォン主装置に保存されるブロードバンドルータ機能とビジネスフォン機能を動作させるために必要な設定データ
情報通信機器注文書	おまかせオフィステレフォン主装置の売買に用いる当社指定の注文様式
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外のものが設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所

第4条 （本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し別紙1（本サービスで提供する機能等）に定めるサービスを提供します。

第2章 契約

第5条 （契約の単位）

当社は、1の機器売買契約につき、1の本契約を締結します。

第6条 （契約の構成）

本サービスは、別途当社と契約者との間で締結された機器売買契約及び機器売買契約の一部を構成する見積書（以下「見積書」といいます。）に紐づいて、本規約に基づき提供するものであり、本サービスの料金は当該見積書に記載されたものが適用されます。

第7条 （契約申込の方法）

- 1 本サービスを申し込むときは、本規約及び見積書の内容を承諾したうえで、機器売買契約（注文書と請書で構成される場合は注文書）において本サービスについて申し込みの意思表示をする方法によって行います。
- 2 本サービスは、機器売買契約と同時にのみ申し込むことができるものとし、機器売買契約の契約成立後に、本サービスのみを契約することはできません。

第8条 （契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの利用を希望する者から前条第1項に定める本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって通知します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) 申込者が法人でないとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、機器売買契約について次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 機器売買契約について前項各号に定める事由に該当するとき
 - (2) 機器売買契約が解除されたとき
- 4 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、契約者が第2項及び前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条 （権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第10条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第10条（契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

第11条（契約者の氏名等の変更の届け出）

- 1 契約者は、氏名、商号、住所及び機器の設置場所その他の事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、商号、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第12条（設置場所の移転）

契約者は、おまかせオフィスステレフォン主装置の設置場所を変更する場合は、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。なお、おまかせオフィスステレフォン主装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

第3章 禁止行為

第13条（営業活動の禁止）

契約者は、有償、無償を問わず、本サービスを再提供することはできません。

第14条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は、本サービスを提供する上で必要となる物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第9条（権利の譲渡の禁止））で定める場合を除く）・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第4章 利用中止等

第15条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2) 第 17 条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
 - (3) その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条 （利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第 33 条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第 9 条（権利の譲渡の禁止）、第 13 条（営業活動の禁止）、第 14 条（著作権等）及び第 26 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - (6) 当社に損害を与えたとき。
 - (7) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の規定に基づき本サービスの利用を停止した場合、当社から契約者に対して残存期間相当の提供料金の返還は行いません。

第 17 条 （利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 18 条 （本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条 （契約者が行う本契約の解除）

- 1 契約者は、本契約を解除しようとするときはその旨を本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者の解除の申し出が、解除希望日の 7 営業日前以降に当社に到達した場合は、当該到達日を解除日とすることがあります。
- 3 機器売買契約が解除された場合、第 1 項及び前項の定めは適用せず、本契約は別途の意思表示を要することなく、当該機器売買契約の解除日をもって同時に終了します。

第 20 条 （当社が行う本契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

す。

- (1) 第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 第 18 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 5 章 料金

第 21 条（料金）

- 1 本サービスの料金は、見積書に記載のおまかせオフィステレフォン主装置の料金に含まれます。
- 2 当社は、機器売買契約の締結前に当該機器売買契約の見積書を提示し、かつ、おまかせオフィステレフォン主装置の料金に本サービス料金が含まれていることを表示し、当該見積書に基づく機器売買契約の成立を以て、本契約の取引内容を特定します。
- 3 理由のいかんを問わず、本サービスの提供期間途中の契約終了に伴う本サービス利用料相当分の返金・精算は行われません。

第 6 章 損害賠償

第 22 条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限りです。以下、本項において「利用不能期間」と言います。）について、おまかせオフィステレフォン主装置の料金を別紙 1（本サービスで提供する機能等）3. 提供期間（1）で定める利用期間の総日数で除した額に利用不能期間を乗じた額を損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、おまかせオフィステレフォン主装置の料金を別紙 1（本サービスで提供する機能等）3. 提供期間（1）で定める利用期間の総月数で除した額を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前 3 項の規定は適用しません。

第 23 条（免責事項）

- 1 本サービスは、契約者からの問い合わせを遅滞なく受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第

三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。

- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者のID又はパスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第22条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第22条（責任の制限）第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 7 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 8 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 9 当社は、第15条（利用中止）、第16条（利用停止）、第17条（利用の制限）、第18条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 10 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 11 契約者が使用する自営端末設備又は自営電気通信設備によっては本サービスを利用できない場合があります。
- 12 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。

第7章 個人情報の取扱い

第24条 （個人情報の取扱い）

- 1 契約者は、当社が、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、ID やパスワード等の設定データ（以下「個人情報」といいます。）を取得することについて、同意していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で個人情報を統計化した情報を利用する場合があります。
- 4 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- 5 契約者は、当社が第33条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第33条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 7 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

第25条 （データ等の取扱い）

- 1 当社は、本サービス提供のため、おまかせオフィステレフォン主装置に設定された情報（自営端末設備の MAC アドレス、IP アドレスを含みます。）を取得します。
- 2 当社は、事由のいかんを問わず本契約が終了したときは、前項により取得した情報を削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負いません。

第 8 章 雑則

第 26 条 （利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスを利用をするにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。
 - (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2) おまかせオフィステレフォン主装置がフレッツ光に接続できる環境であること。
 - (3) 本サービスの提供を受ける時点で、おまかせオフィステレフォン主装置に接続する電話機が全て接続されている状態であること。
 - (4) 当社のオペレータがおまかせオフィステレフォン主装置の遠隔設定を承諾すること
 - (5) 契約者が必要に応じて当社のオペレータの指示に基づき動作確認操作を実施すること。
- 2 契約者は次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの利用に係る ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
 - (14) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 3 契約者は、自己の責任において、おまかせオフィステレフォン主装置を利用するために必要な自営端末設備、利用回線、その他の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

第 27 条 （契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) 自営端末設備に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 自営端末設備に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 28 条 （設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、おまかせオフィステレフォン主装置を利用するために必要な利用回線、その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なフレッツ光回線、その他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 29 条 （法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 30 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 31 条 （除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 契約者が、第 27 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (2) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (3) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 32 条 （紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条 （債権の譲渡）

契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙 2（当社が別に定めることとする事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙 2（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 34 条 （反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていと認められること。
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第 1 項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
 - (3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします

別紙 1（本サービスで提供する機能等）

1. 本サービスで提供する機能

名称	内容
問い合わせ対応	専用のお問い合わせ窓口の受付番号（「専用サポートセンター」といいます。）にて、契約者からのおまかせオフィステレフォン主装置に関する以下の問合せ対応等を行います。 ・ 利用方法説明 ・ 設定データ変更の遠隔対応 ・ 修理サービスの手配 提供時間は 9:00 から 21:00（年中無休）です。
備考 1. 問い合わせ対応について、利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 の保守の態様による細目のタイプ 1 に係るものである場合、当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、当該利用回線に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの当社の指定する時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。	

2. 提供範囲

本サービスの提供範囲は、当社の営業地域（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）に現に設置してあるものとします。

3. 提供期間

- (1) 本サービスは、おまかせオフィステレフォン主装置にかかる機器売買契約に記載の設置日から起算して、当該機器売買契約に定める利用期間に限り提供します。

別紙 2 （当社が別に定めることとする事項）第 33 条（債権の譲渡）

規定内容	当社が別に定める事項
請求事業者	N T T ファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ① 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 ② 契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合